

盛岡市「子育て応援給付金」のご案内

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、「子育て応援給付金」を支給します。
給付金の支給を受けるためには**申請が必要**です。

対象者



←詳細は市ホームページでもご確認いただけます。

次の①～④のすべてに当てはまる方

- ① 原則、申請時点で盛岡市に住所を有する方
- ② 令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する方
- ③ 乳児家庭全戸訪問時に面談を受けた方(里帰り先で新生児訪問を受けた方も対象です)
- ④ 他の自治体で子育て応援給付金に相当する給付(現金やクーポンなど)の支給を受けていない方

※出生後に児童が亡くなられた場合でも、子育て応援給付金の対象になります。

支給額

児童1人当たり **5万円** (現金) ※多胎出産の場合は、5万円×生まれたこどもの数

支給までの流れ

- ① 出産後、出生の届出をします。
- ② 出産後、おおむね3か月頃までに乳児家庭全戸訪問を実施し、面談します。
・訪問前に電話で訪問日時の調整をさせていただきます。
- ③ ②の面談時に申請書をお渡ししますので、生後4か月頃までに申請をしてください。
- ④ 申請後、おおむね1～2か月後に申請時に指定された口座に振り込みます。

申請期限

生後5か月を迎える日まで(例：令和5年4月15日生まれの場合、令和5年9月15日まで)

※申請書受理後、早めに申請をお願いします。

問い合わせ先

出産・子育て応援給付金について

盛岡市 母子健康課

平日 9時～17時

電話：019-603-8303

妊娠・出産・育児に関する

ママの安心テレホン

平日 9時～16時

電話：019-654-0851



よくあるご質問

Q ① 対象者の所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q ② 申請後、どのくらいの期間で給付金は振り込まれますか。

A 申請を受理してから、おおむね1～2か月後に指定口座に振り込みます。ただし、申請書の記載や添付書類に不備があった場合等は除きます。市から振り込みのお知らせは送付しないので、申請書類を提出してから2か月以上経過しても振込されない場合には、お問い合わせください。

Q ③ 「子育て応援給付金」は、保健師または助産師等が自宅を訪問し面談後に申請できるようですが、訪問日程などはどのように決まりますか。

A 産後2～3か月後頃までに市から電話させていただき、訪問日程を決めさせていただきます。ただし、何らかのご事情がある場合は、ご連絡ください。

Q ④ 里帰り出産のため、盛岡市で保健師または助産師等の訪問を受けることができません。

A 里帰り先で同様の訪問を受けることができます。里帰り先の市区町村に依頼しますので、ご相談ください。この場合、申請書は郵送させていただきます。

Q ⑤ 子育て応援給付金の申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A 子育て応援給付金は、児童を養育する方で家庭訪問時の面談を受けた方が申請できます。父母で児童を養育し、父母一緒に面談を受けた場合は、父・母のどちらが申請いただいても構いません。ただし、重複して申請することはできません。

Q ⑥ 盛岡市に転入してきました。以前住んでいた自治体で「子育て応援ギフト（電子クーポン）」を受け取りましたが、盛岡市で実施している「子育て応援給付金（現金）」を受け取ることはできますか。

A 今回の制度は全国一律の制度となっており、同一の理由により複数の市区町村から二重に受け取ることはできません。ただし、妊娠時の「出産応援給付金」のみ転入前の自治体で給付を受けていて、出産後に給付される「子育て応援給付金」の給付を受けていない場合で支給要件を満たした場合は、盛岡市で「子育て応援給付金」を受け取ることができます。盛岡市では現金の給付を行いますが、電子クーポンや地域商品券等による給付を実施する自治体もありますのでご注意ください。

Q ⑦ 出生届出後に盛岡市から他市区町村に転出した場合、「子育て応援給付金」はどうなりますか。

A 出生届出時の住所地（盛岡市）ではなく、申請日時点の住所地（転出先の市区町村）で「子育て応援給付金」を受け取れます。令和5年2月以降に盛岡市で出生届出後の面談を受けた後に転出した場合は、申請者の希望に応じて、盛岡市か転出先の市区町村のいずれかで受け取ることができます（転出先で受け取る場合は、転出先の市区町村で改めて面談を受ける必要があります。）。